

各種申請は
お早めに

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

「被保険者証」の更新

被保険者証を持っている人に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。届いたら記載内容を確認し、期限の切れた被保険者証は破棄するか返還してください（郵送可）。※令和2年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。／新しい被保険者証の有効期限内であっても、所得や世帯構成の変更、国による自己負担割合の見直し（令和4年10月以降を予定）などにより自己負担割合に変更が生じた場合には、改めて更新されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」
「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる人は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、1つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在、これらの認定証を交付されている人で、所得状況等によって引き続き認定される人には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します（更新手続きは不要）。新たに認定証の交付を希望する人は、被保険者証と印鑑、個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）を持参の上、窓口で手続きしてください。

令和3年度の保険料について

均等割額 被保険者全員が 納める額	所得割額 所得に応じて 納める額	保険料額 限度額 64 万円
4 万 4,400 円	基礎控除後の所得 （※1）× 8.30% 〔所得割率〕	

（※1）… 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額。

■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医療係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎40-7046）／岩木・相馬総合支所民生課窓口

【令和3年度保険料の軽減措置について】

①所得が低い人の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和3年度は次のとおりです（今年度から変更になりました）。

令和2年度		令和3年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割	43万円+10万円×（給与所得者等〈※1〉の数-1）以下	7割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下（その他の各種所得がない）	7割	43万円+（28.5万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等〈※1〉の数-1）以下	5割
33万円+（28.5万円×被保険者の数）以下	5割	43万円+（52万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等〈※1〉の数-1）以下	2割
33万円+（52万円×被保険者の数）以下	2割		

※1 給与所得者等（給与所得を有する人または、公的年金等に係る所得を有する人が2人以上いる世帯に適用）

②被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。／世帯の所得が低い人は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。

保険料の減免等について

災害や失業など特別な事情によって納付が困難な場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがあります。

IT導入の費用等を
補助します

令和3年度製造業IT導入事業費補助金のお知らせ

市内製造事業者の生産性向上および安定化、業務効率化を図るため、ITツールを導入する際の費用またはIT人材の雇用・育成に要する経費を支援します。



▼対象者 次のいずれにも該当するもの

- ①製造事業者
- ②市内に事業所を有する中小企業者

▼対象事業・経費

（ア）ITツール導入事業（ITツールの導入経費〈小売に係るものを除く〉）…①専用ソフトウェア購入費、②システム構築費、③委託費
（イ）IT人材雇用・育成事業（IT人材を採用する経費または従業員のITスキル向上に係る

研修等の受講または実施に要する経費）…①広告費、②手数料、③研修費、④講師謝金、⑤旅費、⑥会場費

▼補助金額 補助対象経費（ア）（イ）の合計額の2分の1以内（上限100万円）

▼募集期間 随時（先着順、予算額に達した時点で受付終了）

制度の概要および交付申請書は市ホームページ（QRコード）からダウンロードできます。



■問い合わせ・申請先 産業育成課産業振興係（市役所5階、☎32-8106、Eメール sangyo@city.hirosaki.lg.jp）

無料でがん検診が
受けられます

がん検診無料クーポン券送付のお知らせ

市では、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の無料クーポン券を7月中旬に発送します。対象者は以下のとおりです。詳しくはクーポン券に同封するお知らせをご覧ください。

▼対象者

- ◎子宮頸がん…21歳（平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ）の女性全員
- ◎乳がん…41歳（昭和55年4月2日～昭和

56年4月1日生まれ）の女性全員
※いずれも4月21日以降弘前市に転入した対象者には、前住所地の市区町村よりクーポン券が発行されます。前住所地の市区町村からクーポン券が届いた人は、当市のクーポン券との交換が必要です。お問い合わせください。



■問い合わせ先 健康増進課（☎37-3750）

働き盛り世代
への運動教室

参加企業募集！

市のスポーツ指導員が市内の企業を訪問し、運動教室を開催します。運動習慣を身につけて、健康寿命の延伸や元気な職場づくりに取り組んでみませんか。



▼申し込み方法 8月16日（月・必着）までに、Eメール（企業名・所在地・担当者名・運動スペースの確保の可否を記入）で申し込みを。

▼募集企業数 2～3社程度（応募多数の場合は調整）

運動教室は年間3～4回程度で、1回当たり約30分を予定。運動教室は事業所内の会議室などで行うことを想定していますが、事務室内でも対応可。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ・申込先 スポーツ振興課（☎40-7115、Eメール sportshinkou@city.hirosaki.lg.jp）